最終更新日：2026年7月14日

本田技研工業株式会社
取締役 代表執行役社長　三部 敏宏
問合せ先：ガバナンス・コンプライアンス部　03(3423)1111 (大代表)
証券コード：7267
https://global.honda/jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、基本理念に立脚し、株主・投資家の皆様をはじめ、お客様、社会からの信頼をより高めるとともに、会社の迅速・果断かつリスクを勘案した意思決定を促し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をはかることで、「存在を期待される企業」となるために、経営の最重要課題の一つとして、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。
　当社は、経営の監督機能と執行機能を明確に分離し、監督機能の強化と迅速かつ機動的な意思決定を行うため、指名委員会等設置会社を採用しています。
　株主・投資家の皆様やお客様、社会からの信頼と共感をより一層高めるため、四半期ごとの決算や経営政策の迅速かつ正確な公表など、企業情報の適切な開示を行っており、今後も透明性の確保に努めていきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則2-4-1】中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方
　当社は、フィロソフィーの柱である「人間尊重」に基づき、人種・国籍・文化・年齢・性別・性自認・性的指向・性表現・経歴・教育・障がいの有無などの属性にかかわらず、異なる個性・持ち味を尊重し合い、個性を存分に発揮することで企業としての総合力の最大発揮をめざしています。

　当社では従来、個人の属性に捉われず、事業戦略の実現に向けて能力に応じた適材適所の配置を行っており、女性の管理職登用に関しては数値目標を設定し、育成含めた取り組みを展開しております。
詳細は、当社ホームページに掲載しております「Honda ESG Report」の「社会　人材」をご参照ください。
　なお、当社では中途採用者の管理職登用の数値目標は設定しておらず、採用区分といった属性によらない管理職登用となっております。
　また、当社グループにおいて、個人の属性にかかわらず、能力と意欲のある人材を計画的に育成して任用するべく、「グローバルサクセッションプラン」を開始しております。具体的には、グローバルリーダーに求められる行動特性である、「グローバルコンピテンシーモデル(GCM)」を策定し、グローバルリーダー研修に、GCM に照らしたタレントアセスメント(人材の能力・特性評価)を導入し、タレントプロファイルの整備をグローバルで進めています。同時に、グローバル主要ポジションの要件や必要な能力を定義することで、タレント情報とのマッチングを推進しています。
　上述のタレントやポジション情報については、グローバルタレントボード（GTB）の場で経営層と共有し、議論をしています。また、対象層を拡大して議論を行う「GTBワーキンググループ」や、各事業・機能のタレントボードを整備することで、全社一丸となった戦略的な人材育成・任用を進めています。

【補充原則4-2-2】サステナビリティを巡る取組み等
　当社のサステナビリティへの取り組みについては、「Honda ESG Report」の「全般的情報」をご参照ください。
　当社では、中長期的な事業展開や経営資源配分の在り方等について、取締役間で議論する機会を設けたうえで、中長期経営計画を策定しております。また、当社の取締役会は、中長期経営計画の進捗状況について、定期的に確認しております。
Honda ESG Report：https://global.honda/jp/sustainability/report/

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

　当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、枠組みおよび運営方針を示すものとして、取締役会の決議に基づき、「Hondaコーポレートガバナンス基本方針」を定め、当社ホームページにおいて開示していますのであわせてご参照ください。
「Hondaコーポレートガバナンス基本方針」URL：
https://global.honda/jp/investors/policy/governance.html

【原則1-4】株式の政策保有、保有の適否に関する検証および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針
　「Hondaコーポレートガバナンス基本方針」第16条（株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針）をご参照ください。

【原則1-7】関連当事者間の取引
　「Hondaコーポレートガバナンス基本方針」第10条（利益相反取引）をご参照ください。

【原則2-6】企業年金がアセットオーナーとしての機能を発揮するための取り組み
　当社における企業年金の積立金の運用は、ホンダ企業年金基金により行われています。
　基金は、積立金の運用を国内外の複数の運用機関へ委託し、個別の投資先選定や議決権行使を各運用機関へ一任することで、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないようにしています。
　当社は、基金が運用の専門性を高め、また、運用機関に対するモニタリングなどの期待される機能を発揮できるよう、財務・人事の専門性を有した当社役職員を基金へ派遣するとともに、四半期毎に開催される資産運用委員会における審議等を通じ、基金の運営全般の健全性を確認しています。

【原則3-1】
(1) 経営理念、経営戦略および経営計画
　経営理念：当社ホームページにおいて、Honda フィロソフィーを掲載しています。
　経営戦略：2017年に「2030年ビジョン」を定め、また、「2050年カーボンニュートラル、交通事故死者ゼロ」の実現を目指す、という目標を掲げて発信しています。
　経営計画：事業年度毎の業績見通しを公表しています。
(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
　「Hondaコーポレートガバナンス基本方針」をご参照ください。
(3) 取締役および執行役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
　「Hondaコーポレートガバナンス基本方針」第13条（役員報酬の決定方針）をご参照ください。
(4) 取締役および執行役の選解任を行うに当たっての方針と手続
　「Hondaコーポレートガバナンス基本方針」第3条（取締役会の構成）、第4条（取締役）、第6条（指名委員会）および
第12条（執行役）をご参照ください。
(5) 取締役候補の個々の指名についての説明
　当社ホームページに掲載しております「定時株主総会招集のご通知」をご参照ください。

【補充原則3-1-3】サステナビリティを巡る課題に対する取組み
　当社ホームページに掲載しております統合報告書「Honda Report」および「Honda ESG Report」をご参照ください。
　気候変動への対応については、TCFDに賛同しており、「Honda ESG Report」およびウェブサイト「TCFDに基づく気候関連財務情報開示」にてフレームワークに沿った開示を行っています。
Honda Report：https://global.honda/jp/sustainability/integratedreport/
Honda ESG Report：https://global.honda/jp/sustainability/report/
ウェブサイト「TCFDに基づく気候関連財務情報開示」：https://global.honda/jp/environment/initiatives/climate_change/affiliated_organizations_in_key_markets/

【補充原則4-1-1】取締役会の決定事項および執行役に対する委任の範囲
　「Hondaコーポレートガバナンス基本方針」第2条（取締役会の役割・責務）および第12条（執行役）をご参照ください。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準
　「Hondaコーポレートガバナンス基本方針」別紙1＜社外取締役の独立性判断基準＞および当報告書 II の1【独立役員関係】をご参照ください。

【補充原則4-11-1】取締役のスキルマトリックス
　当社ホームページに掲載しております「定時株主総会招集のご通知」をご参照ください。

【補充原則4-11-2】取締役の他の上場会社の役員兼任状況
　当社ホームページに掲載しております「定時株主総会招集のご通知」およびその関連資料をご参照ください。

【補充原則4-11-3】取締役会の実効性評価
　当社は取締役会の機能の現状を確認し、さらなる「取締役会の実効性の向上」と「株主・ステークホルダーの理解促進」につなげることを目的に、毎年度、取締役会全体の実効性の評価を実施しています。2026年3月期の取締役会の実効性評価の方法および結果の概要は以下の通りです。
I. 評価方法
　2026年3月期は、評価にあたり、前回同様、取締役の自己評価を行いました。自己評価は、取締役に対して実施したアンケートとヒアリングの結果をもとに、取締役会で審議・決定しました。アンケートの質問項目は、外部の弁護士の監修のもとで設定し、またヒアリングおよび結果の集計は外部の弁護士により実施しました。
II. 評価結果
　取締役会の実効性評価の結果、社外取締役への現場視察の設定や意見交換会・集中議論の機会の設定、三委員会の適切な運営などにより、取締役会の実効性が概ね適切に確保されていることを確認しました。
III. 今後の取組み
　各事業戦略の着実な実行と、果断かつ透明性を持った意思決定実現のため、ガバナンス体制の強化を実施しました。適時・適切なアジェンダセッティングや経営上の重要事項に関するタイムリーな情報提供および事務局の強化により取締役会の更なる実効性の向上を図ってまいります。
　取締役会の実効性評価の詳細については、当社ホームページに掲載しております「定時株主総会招集のご通知」をご参照ください。

【補充原則4-14-2】取締役に対するトレーニングの方針
　「Hondaコーポレートガバナンス基本方針」第9条（取締役会の実効性向上のための取組み）（取締役、執行役その他業務執行責任者に対する研修）をご参照ください。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針
　「Hondaコーポレートガバナンス基本方針」第17条（株主との対話に関する方針）、別紙2＜株主との対話に関する取組み方針＞、および当社ホームページ「ディスクロージャー・ポリシー」をご参照ください。
https://global.honda/jp/investors/policy/disclosure.html

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】
　当社ホームページに掲載している統合報告書「Honda Report」をご参照ください。
https://global.honda/jp/sustainability/integratedreport/

【株主との対話の実施状況等】
　当社ホームページ「投資家・アナリストとのコミュニケーション」をご参照ください。
https://global.honda/jp/investors/policy/communication.html

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容 更新	取組みの開示（アップデート）
英文開示の有無 更新	有り
アップデート日付 更新	2025年10月10日

該当項目に関する説明 更新

当社ホームページに掲載している統合報告書「Honda Report」をご参照ください。
https://global.honda/jp/sustainability/integratedreport/

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	682,319	17.50
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	275,945	7.08
モックスレイ・アンド・カンパニー・エルエルシー (常任代理人 株式会社三菱ＵＦＪ銀行)	222,860	5.72
明治安田生命保険相互会社(常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	138,237	3.55
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	97,407	2.50
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	58,565	1.50
JPモルガン証券株式会社	58,145	1.49
ジェーピー モルガン チェース バンク 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	56,917	1.46
野村信託銀行株式会社（投信口）	41,236	1.06
株式会社日本カストディ銀行（信託口４）	37,673	0.97

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1兆円以上

直前事業年度末における連結子会社数	300社以上

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

(1) グループ経営に関する考え方及び方針

当社は、当社グループ全体の中長期の企業価値向上と持続的成長を目的として、企業理念であるHondaフィロソフィーをグループで共有するとともに、事業特性や外部環境を踏まえつつ、グループ全体での相乗効果の最大化、迅速な意思決定の実現、一体的な事業運営等を考慮したグループ経営を行い、必要に応じてその検証と見直しを実施しています。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	社外取締役
取締役の人数 更新	11名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
酒井 邦彦	弁護士											
國分 文也	他の会社の出身者								△			
小川 陽一郎	公認会計士								△			
東　和浩	他の会社の出身者								△	△		
永田 亮子	他の会社の出身者											
我妻 三佳	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
酒井 邦彦	○		○	○	―――	検察官、弁護士としての職務経験を有し、2014年7月から2017年3月まで高等検察庁検事長を務めるなど、法律の専門家としての高い専門性と豊富な経験を有しております。2019年6月からは監査等委員である社外取締役として、2021年6月からは社外取締役ならびに指名委員会および監査委員会の委員として独立した立場から当社の経営全般について監査・監督いただき、その職責を十分に 果たしております。人格・見識ともに優れた人物であり、客観的かつ高度な視点から、広い視野を持って、当社の経営全般に対する監督の役割を担っていただくため、取締役に選任しています。酒井氏には、当社の経営の監督機能強化に貢献いただくとともに、指名委員会および監査委員会の委員として、取締役の候補者選任プロセスの透明性・客観性強化および監査機能強化の役割を果たしていただくことを期待しております。
國分 文也	○	○		○	―――	2013年4月から2025年3月まで丸紅㈱の社長・会長を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。2020年6月から社外取締役として、さらに2021年6月からは指名委員会の委員長および報酬委員会の委員として独立した立場から当社の経営全般について監督いただき、その職責を十分に果たしております。人格・見識ともに優れた人物であり、客観的かつ高度な視点から、広い視 野を持って、当社の経営全般に対する監督の役割を担っていただくため、取締役に選任しています。國分氏には、取締役会の議長として当社の経営の監督機能強化に貢献いただくとともに、指名委員会の委員長および報酬委員会の委員として、取締役の候補者選任プロセスおよび取締役・執行役の報酬決定プロセスの透明性・客観性強化の役割を果たしていただくことを期待しております。
小川 陽一郎		○	○	○	―――	長年にわたる公認会計士としての職務経験を有し、2015年7月から2018年5月までデロイト トーマツ グループのＣＥＯを務めるなど、会計の専門家としての高い専門性と豊富な経験を有しております。2021年6月からは社外取締役、監査委員会の委員長および報酬委員会の委員として独立した立場から当社の経営全般について監査・監督いただき、その職責を十分に果たしております。人格・見識ともに優れた人物であり、客観的かつ高度な視点から、広い視野を持って、当社の経営全般に対する監督の役割を担っていただくため、取締役に選任しています。小川氏には、当社の経営の監督機能強化に貢献いただくとともに、監査委員会の委員長および報酬委員会の委員として、監査機能強化および取締役・執行役の報酬決定プロセスの透明性・客観性強化の役割を果たしていただくことを期待しております。

東　和浩	○	○		○	―――	2013年4月から2022年6月まで㈱りそなホールディングスの社長・会長を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。2021年6月からは社外取締役、報酬委員会の委員長および指名委員会の委員として独立した立場から当社の経営全般について監督いただき、その職責を十分に果たしております。人格・見識ともに優れた人物であり、客観的かつ高度な視点から、広い視野を持って、当社の経営全般に対する監督の役割を担っていただくため、取締役に選任しています。東氏には、当社の経営の監督機能強化に貢献いただくとともに、報酬委員会の委員長および指名委員会の委員として、取締役・執行役の報酬決定プロセスおよび取締役の候補者選任プロセ スの透明性・客観性強化の役割を果たしていただくことを期待しております。
永田 亮子			○	○	―――	2008年6月から2023年3月まで日本たばこ産業㈱の執行役員・監査役を務めるなど、新事業戦略および監査に関する豊富な経験と高い見識を有しております。2021年6月からは社外取締役および監査委員会の委員として独立した立場から当社の経営全般について監査・監督いただき、その職責を十分に果たしております。人格・見識ともに優れた人物であり、客観的かつ高度な視点から、広い視野を持って、当社の経営全般に対する監督の役割を担っていただくため、取締役に選任しています。永田氏には、当社の経営の監督機能強化に貢献いただくとともに、監査委員会の委員として、監査機能強化の役割を果たしていただくことを期待しております。
我妻 三佳	○	○		○	―――	2022年10月から2024年3月まで日本アイ・ビー・エム㈱の常務執行役員を務めるなど、IT領域に 関する豊富な経験と高い見識を有しております。2024年6月からは社外取締役および指名委員会の委員として独立した立場から当社の経営全般について監督いただき、その職責を十分に果たしております。人格・見識ともに優れた人物であり、客観的かつ 高度な視点から、広い視野を持って、当社の経営全般に対する監督の役割を担っていただくため、 取締役に選任しています。我妻氏には、当社の経営の監督機能強化に貢献いただくとともに、指名 委員会および報酬委員会の委員として、取締役の候補者選任プロセスおよび取締役・執行役の報酬決定プロセスの透明性・客観性強化の役割を果たしていただ くことを期待しております。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
指名委員会	4	0	0	4	社外取締役
報酬委員会	4	0	0	4	社外取締役
監査委員会	5	2	2	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 更新	16名

兼任状況 更新

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
三部 敏宏	あり	あり	×	×	なし
貝原 典也	あり	あり	×	×	なし
四竈 真人	なし	あり	×	×	なし
藤村 英司	なし	なし	×	×	なし
五十嵐 雅行	なし	なし	×	×	なし
大江 健介	なし	なし	×	×	なし
伊藤 裕直	なし	なし	×	×	なし
松尾 歩	なし	なし	×	×	なし
滝沢 一浩	なし	なし	×	×	なし
加藤 稔	なし	なし	×	×	なし
小沼 隆史	なし	なし	×	×	なし
三原 大樹	なし	なし	×	×	なし
秋和 利祐	なし	なし	×	×	なし
武石 伊久雄	なし	なし	×	×	なし
川口 正雄	なし	なし	×	×	なし
今井 隆志	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

取締役会および指名･監査･報酬の各委員会の職務を補助する専任の組織として取締役会室を設置しています。なお、監査委員会を専任で補助する使用人であることをより明確にするため、2025年4月1日付で「監査委員会事務局」を設置しています。
取締役会室に所属する従業員は、取締役会および各委員会の指揮命令下で職務を遂行しています。また、監査委員会事務局に所属する従業員は、その人事評価および人事異動等については、監査委員会の同意を必要としており、執行役からの独立性および監査委員会からの指示の実効性を確保しています。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査委員会は、会計監査人、内部監査部門および統制部門との間で、以下の主な活動を通じて連携をはかっています。
＜会計監査人との連携＞
･会計監査人との間で会合を開催し、会計監査の計画や結果などについて説明･報告を受け、意見交換を実施
(2026年3月期14回開催 (内9回 社外取締役(監査委員)参加))
･会計監査に係る監査上の主要な検討事項について会計監査人と協議を実施
･会計監査人による監査の実施状況についての報告を受け議論を実施
＜内部監査部門との連携＞
･内部監査部門である監査統括部からの監査方針、監査計画および監査結果について定期報告を受け、必要に応じて追加の情報提供を要請
･一部の監査に関しては、監査統括部と連携して実施
＜統制部門との連携＞
･「監査委員会報告基準」に基づき、経理部門、法務部門などの統制部門から監査委員会または監査委員会が選定する監査委員へ定期的および必要に応じ随時、報告を受け議論を実施

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

＜社外取締役の独立性判断基準＞
当社取締役会は、社外取締役が、東京証券取引所の定める独立性基準に加え、以下に定める要件を満たすと判断される場合に、

当社に対し十分な独立性を有していると判断する。
1　本人が、現在または過去1年間において、以下に掲げる者に該当しないこと。
　(1) 当社の大株主 (注1) の業務執行者 (注2)
　(2) 当社の主要な取引先 (注3) の業務執行者、または当社を主要な取引先とする会社の業務執行者
　(3) 当社グループの主要な借入先 (注4) の業務執行者
　(4) 当社の法定監査を行う監査法人の業務執行者または当社の監査業務の担当者
　(5) 当社から役員報酬以外に多額 (注5) の金銭等を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家 (法人、団体等である場合はその業務執行者)
2　本人の近親者 (注6) が、現在または過去1年間において、1 (1) ないし (5) に該当しないこと。

(注) 1　大株主とは、事業年度末において、総議決権の10%以上の株式を直接または間接的に保有する株主をいう。
　　2　業務執行者とは、業務執行取締役および執行役ならびに執行役員等の重要な使用人をいう。
　　3　主要な取引先とは、当社の取引先であって、その年間取引金額が当社の連結売上収益または相手方の連結売上収益の2%を超えるものをいう。
　　4　主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その総借入金残高が事業年度末において当社または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
　　5　多額とは、当社から収受している対価が年間1千万円を超えるときをいう。
　　6　近親者とは、本人の配偶者または二親等内の親族をいう。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

執行役を兼務する取締役および執行役の報酬は、企業価値の継続的な向上を可能とするよう、短期のみでなく中長期的な業績向上への貢献意欲を高める目的で設計され、職務執行の対価として毎月固定額を支給する月度報酬と、当該事業年度の業績に連動したSTI(Short Term Incentive)および中長期の業績と連動したLTI(Long Term Incentive)によって構成され、報酬委員会によって決議された報酬基準に基づいて構成比率を定めています。構成比率は、役位ごとの経営責任の重さに応じて変動報酬の比率を高めています。
詳細は、有価証券報告書の「4 [コーポレート・ガバナンスの状況等] の (4) [役員の報酬等]」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	一部のものだけ個別開示
(個別の執行役報酬の) 開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

2026年3月期、当社が支給した月度報酬の額は取締役 (社外取締役を除く) 2名に対し合計116百万円、社外取締役6名に対し合計107百万円、執行役15名に対し合計711百万円で総額935百万円です。また、STIの額は、執行役15名に対し合計109百万円、LTIの額は、執行役15名に対し112百万円です。
また、2026年3月期、取締役 執行役 三部敏宏に対する月度報酬の額は169百万円、STIの額は0円、LTIの額は3百万円、合計173百万円、取締役 執行役　貝原典也に対する月度報酬の額は123百万円、STIの額は0円、LTIの額は21百万円、合計145百万円、執行役 五十嵐雅行に対する月度報酬の額は113百万円、STIの額は10百万円、合計123百万円です。
なお、LTIの額は、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託に関して2026年3月期中に付与した株式交付ポイントに係る費用計上額です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、コーポレートガバナンスの要諦である役員報酬を当社の基本理念、経営方針およびめざす姿の実現に向けた重要な原動力と捉えています。取り巻く環境が大きく変化する中で、全社ビジョンの達成に向け、スピード感を持って変革を推し進めていくための適切なリスクテイクを促し、かつ経営責任を的確に反映する制度内容とするため、以下の決定方針を報酬委員会にて定めています。

1. 当社の役員報酬制度は、企業価値の継続的な向上を可能とするよう、短期のみでなく中長期的な業績向上への貢献意欲を高める目的で設計され、職務執行の対価として毎月固定額を支給する月度報酬と、当該事業年度の業績に連動したSTI(Short Term Incentive)および中長期の業績と連動したLTI(Long Term Incentive)によって構成されます。
2. 月度報酬は、報酬委員会で決議された報酬基準に基づいて毎月固定額を支給します。
3. STIは、各事業年度の業績を勘案して、報酬委員会の決議によって決定し、支給します。
4. LTIは、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、報酬委員会で決議された基準および手続に基づいて中長期の業績と連動して自社株式および金銭を支給します。
5. 執行役を兼務する取締役および執行役の報酬は、月度報酬、STIおよびLTIによって構成され、報酬委員会によって決議された報酬基準に基づいて構成比率を定めています。構成比率は、役位ごとの経営責任の重さに応じて変動報酬の比率を高めています。
6. 社外取締役その他執行役を兼務しない取締役の報酬は、月度報酬のみで構成されます。
7. LTIの対象とならない取締役および執行役においても、自社株式の保有を通じて株主目線に立った経営を実現し、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促進するため、報酬のうち一定程度を役員持株会に拠出し、自社株式を取得することとします。
8. 取締役および執行役は、LTIとして取得した自社株式および役員持株会を通じて取得した自社株式について、納税資金確保を目的とする売却として当社が定める場合を除き、在任期間に加えて退任後1年間は継続して保有することとします。

【社外取締役のサポート体制】

当社では、社外取締役に対して、取締役会室が中心となり、社外取締役の機能発揮のため、以下のようなサポートを行っています。
＜就任時オリエンテーション＞
新任社外取締役候補者に対し、業界動向、社史、事業、財務、組織および内部統制システム等に関する研修を実施しています。
＜事前説明や情報共有の実施＞
社外取締役に取締役会へ上程される各議題の内容や背景、中長期の経営計画における位置づけ等の前提情報を十分に理解していただき、取締役会において本質的な審議が行われるようにするため、各取締役会の開催前に事前説明会を実施しています。
また、全社的なリスクマネジメントの状況や事業別の中長期戦略など重要事項について情報共有し、取締役間で議論する機会を適宜設けています。
＜経営上の関心事項に対する意見交換会＞
社外取締役に、当社グループの長期的な課題や進むべき方向に関する認識を共有し、経営上の取り組みに対して理解をより深めていただくとともに、社外取締役の知見を今後の経営方針の議論に活かすため、取締役間の関心事項について、意見交換を実施しました。
＜執行役との対話／社外取締役間の対話＞
取締役間のコミュニケーションの充実をはかるため、社外取締役と執行役や社内取締役との対話、また、社外取締役間の対話の場を適宜設けています。
＜事業所の視察＞
当社事業への理解促進のため、生産・販売・開発等の事業所への視察を適宜実施しています。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

＜取締役会＞
取締役会は、6名の社外取締役を含む11名（うち男性8名、女性3名）の取締役によって構成されています。
取締役会は、株主からの負託に応えるべく、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営の基本方針その他経営上の重要事項の決定を行うとともに、取締役および執行役の職務執行の監督を行います。また、法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規則で定めた事項を審議・決定し、それ以外の事項は代表執行役または執行役に委任しています。
上記の役割を果たすため、取締役候補者は、性別・国籍等の個人の属性に関わらず、会社経営や法律、行政、会計、教育等の分野または当社の業務に精通するとともに、人格・見識に優れた人物とし、その指名にあたり指名委員会はジェンダーや国際性、各分野の経験や専門性のバランスを考慮します。
2026年6月26日現在の構成員ならびに2026年3月期の開催回数／出席率および具体的な検討内容は以下のとおりです。
1．構成員
三部 敏宏、貝原 典也、四竈 真人、鈴木 麻子、森澤 治郎、酒井 邦彦、國分 文也、小川 陽一郎、東 和浩、永田 亮子、我妻 三佳
2．開催回数／出席率
10回／100%
3．具体的な検討内容
事業戦略・資本政策、四輪電動化戦略の見直し、各四半期 連結決算および業績見通し、各四半期 業務執行状況、各委員会 職務執行状況、内部統制システム 整備・運用状況、内部監査結果 等

＜指名委員会＞
指名委員会は、株主総会に提案する取締役の選任および解任に関する議案の内容の決定、その他法令または定款に定められた職務を行っています。指名委員会は、4名の社外取締役で構成されています。また、委員長は、独立社外取締役の中から選定しています。
2026年6月26日現在の構成員ならびに2026年3月期の開催回数／出席率および具体的な検討内容は以下のとおりです。
1．構成員

國分 文也、酒井 邦彦、東 和浩、我妻 三佳
2．開催回数／出席率
11回／100%(全委員)
3．具体的な検討内容
基本方針・年間活動計画、次世代経営候補者、取締役候補者 等
＜監査委員会＞
監査委員会は、株主からの負託に応えるべく、会社の健全で持続的な成長を確保するため、取締役および執行役の職務執行の監査その他法令または定款に定められた職務を行っています。監査委員会は、社外取締役3名を含む5名の取締役で構成されています。また、委員長は、独立社外取締役の中から選定しています。なお、当社は、監査の実効性を確保するため、取締役会の決議により常勤の監査委員を選定しています。
2026年6月26日現在の構成員ならびに2026年3月期の開催回数／出席率および具体的な検討内容は以下のとおりです。
1．構成員
小川 陽一郎、鈴木 麻子、森澤 治郎、酒井 邦彦、永田 亮子
2．開催回数／出席率
10回／100%(全委員)
3．具体的な検討内容
基本方針・年間活動計画、各四半期 監査実施状況、会計監査人 年度監査の実施状況および連結財務諸表レビュー結果概要報告、内部監査実施状況 等
取締役 小川陽一郎氏は公認会計士として豊かな知識と経験を有しており、また、取締役 森澤治郎氏は、当社および当社の子会社における財務・経理部門において十分な業務経験を有しており、両氏は会社法施行規則第121条第9号において規定される「財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているもの」に該当します。また、当社の監査委員会は、小川陽一郎および森澤治郎の両氏を、米国企業改革法第407条に基づく米国証券取引委員会規則において規定される「監査委員会における財務専門家」に認定しています。なお、現在の監査委員5名全員は、米国証券取引委員会規則において規定される独立性を確保しています。
＜報酬委員会＞
報酬委員会は、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容の決定、その他法令または定款に定められた職務を行っています。報酬委員会は、4名の社外取締役で構成されています。また、委員長は、独立社外取締役の中から選定しています。
2026年6月26日現在の構成員ならびに2026年3月期の開催回数／出席率および具体的な検討内容は以下のとおりです。
1．構成員
東 和浩、國分 文也、小川 陽一郎、我妻 三佳
2．開催回数／出席率
10回／100%(全委員)
3．具体的な検討内容
基本方針・年間活動計画、役員実績評価、ＳＴＩ・ＬＴＩ業績評価基準、ＬＴＩおよび株式交付規程、報酬水準 等

＜社外取締役＞
当社では、豊富な経験と高い見識を有し、社外の独立した立場に基づき、客観的かつ高度な視点から、広い視野に立って、当社の経営全般を監督いただける方を社外取締役に選任しています。社外取締役は2名以上とし、かつ取締役会の3分の1以上は、当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たす独立社外取締役で構成することとしています。
なお、現在の社外取締役6名全員は、当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしており、いずれも当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えています。これを踏まえ、当社は、この6名全員を東京証券取引所の規程に定める独立役員として、同取引所に届け出ています。
また、社外取締役は、当社以外の上場会社の役員を兼務する場合、当社の職務に必要な時間を確保するため、当社の他に4社までに限るものとしています。

＜組織運営体制＞
「二輪・四輪・パワープロダクツ事業のさらなる競争力向上」とモビリティを通じて「世界中へ自由な移動の喜びをサステナブルに提供すること」の実現をめざした運営体制を構築しています。事業軸では、製品別の中長期展開を企画する四輪事業本部および二輪・パワープロダクツ事業本部を設置しています。各事業本部がグローバルでのリソースコントロールを行い、各地域における新たな成長・価値創造と事業運営の効率化をリードしています。機能軸では、コーポレート戦略本部、コーポレート管理本部、四輪生産本部、サプライチェーン購買本部および品質改革本部を設置し、各事業で直面する課題を横串で捉え、最適な対応を即断即決できる体制を構築しています。特に四輪領域においては、㈱本田技術研究所に量産開発と将来研究の領域を集約し、商品力強化のために、技術テーマの選択から商品投入までを一体で捉え、一気通貫でスピーディーに環境変化に対応できる体制へと変更し、魅力ある商品を生み出し続けることができる研究開発体制としています。各本部・法人が連携しながら、「存在を期待される企業」をめざしています。

＜執行体制＞
当社は、地域や現場での業務執行を強化し、迅速かつ適切な経営判断を行うため、地域・事業・機能別の各本部や主要な組織に、代表執行役からの権限委譲を受け、担当分野の業務を執行する責任者として、執行役その他業務執行責任者を配置しています。

＜経営会議＞
当社は、原則として代表執行役および執行役から構成される経営会議を設置し、取締役会の決議事項等について事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、経営の重要事項について審議しています。 なお、各事業を強化し、世界での最適な事業運営を円滑に遂行するため、各領域におかれた事業執行会議等が、経営会議から委譲された権限の範囲内で、各領域における経営の重要事項について審議しています。

＜内部監査＞
監査統括部は62名で構成され、取締役会および社長に直接報告する位置づけの独立した内部監査部門として、当社各部門の内部監査を行うほか、主要な子会社に設置された内部監査部門を監視・指導するとともに、適宜、子会社の直接監査を実施するなどして、Hondaグループとしての内部監査を充実させ、戦略目標達成やリスク対応を一層確実なものにすることに努めています。監査統括部は、内部監査規程や各事業年度の年間監査計画について、監査委員会の意見を聴取し、経営会議および取締役会で承認を受けています。また、監査の実施結果や部門運営の基本事項について、経営会議、監査委員会および取締役会に定期的に報告を行っています。

＜会計監査＞
当社は、有限責任 あずさ監査法人による会社法、金融商品取引法および米国証券取引法に基づく会計監査を受けています。
有限責任 あずさ監査法人による継続監査期間は21年です。
継続監査期間は、現任監査人である有限責任 あずさ監査法人が当社の有価証券報告書に含まれる連結財務諸表および財務諸表の監査を継続実施した期間について記載したものです。なお、同監査法人が所属するネットワークであるＫＰＭＧは当社の米国ＳＥＣ登録目的の監査を1962

年より継続実施しています。
有限責任 あずさ監査法人においては、会計監査業務を執行した公認会計士3名(近藤敬、鎌田健志および野間公平)とその補助者101名(公認会計士27名、その他74名)の計104名が監査業務に従事しました。

＜監査報酬の決定方針＞
当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定にあたっては、会計監査人と協議のうえ、当社の規模・特性、監査日程等の諸要素を勘案しています。また、当社は、会計監査人の独立性を保つため、監査報酬については、監査委員会による事前同意を得ることとしています。

＜責任限定契約の内容の概要＞
当社は、全ての社外取締役との間で、会社法第427条第1項および当社定款第27条第2項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しています。

＜補償契約の内容の概要＞
当社は、全ての取締役および執行役との間で会社法第430条の2第1項に基づく補償契約を締結しており、同項第1号に定める費用を法定の範囲内において当社が補償することとしています。

＜役員等賠償責任保険契約の内容の概要＞
当社は、会社法第430条の3第1項に基づき、全ての取締役および執行役が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金・争訟費用を当該保険契約により補填することとしています。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、経営の監督機能と執行機能を明確に分離し、監督機能の強化と迅速かつ機動的な意思決定を行うため、指名委員会等設置会社を採用しています。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知および参考書類を法定の期限より早い時期に発送するとともに、発送に先行して当社ウェブサイトで日本語および英語の招集通知および参考書類を掲載しています。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は、事務日程を考慮し、可能な限り早い時期に開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	パソコンやスマートフォンなどを用いたインターネットによる議決権行使手段を提供しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使プラットフォームに参加しています。
招集通知（要約）の英文での提供	外国人株主向けに英語版の招集通知および参考書類を提供しています。
その他	株主総会においては、スライドやプレゼンテーション等を用いてわかりやすく事業報告や議案に関する説明を行うなど、情報提供の充実に努めています。 2024年6月開催の定時株主総会より、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会を導入し、会場へ来場できない株主もオンラインで出席できるよう環境整備しています。 また、企業内容等の開示に関する内閣府令に従い、株主総会における議決権行使結果を公表しています。

2．IRに関する活動状況 更新

補足説明	代表者自身による説明の有無

ディスクロージャーポリシーの作成･公表	当社ウェブサイトにて、株主との対話に関する取り組み方針 ＜ディスクロージャー･ポリシー＞を公表しています。 （日本語版:　https://global.honda/jp/investors/policy/disclosure.html、 英語版: https://global.honda/en/investors/policy/disclosure.html）	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社と共同で個人投資家向け説明会を開催しています。また、当社ウェブサイト内の「個人投資家の皆様へ」コンテンツにて、情報発信を行っています。 （日本語版:https://global.honda/jp/investors/individuals.html、 英語版: https://global.honda/en/investors/individuals.html）	なし
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	国内外の株主ならびに投資家に向け、当社グループの事業内容等に対する理解を深めていただくために、同時通訳を活用した決算説明会を年4回実施しており、本決算においては、取締役 代表執行役社長も登壇しています。 なお、会見に参加できない方に向けては、説明会の議事録を日本語と英語にて公開しています。また、取締役 代表執行役社長による会見や、事業説明会、技術説明会、現場訪問取材会などを開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	適宜、当社グループの事業戦略等の説明を実施しています。 また、証券会社主催のカンファレンスに参加しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにおいて、株主ならびに投資家向けに適時開示及び各種会社情報を公開しています。 （日本語版:https://global.honda/jp/investors/、 英語版: https://global.honda/en/investors/）	
IRに関する部署（担当者）の設置	経理財務部門が主管し、経理財務部門を担当する役員が統括しています。 国内･北米･欧州にIRの担当者をおき、IR活動の充実をはかっています。	
その他	対話において把握された株主の意見は、経営陣に対し、定期的にフィードバックを行っています。また、関連部門とも情報共有することで、企業価値向上に向けた戦略策定の参考にしています。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	お客様や社会からの信頼をより確かなものとするため、当社グループで働く全ての人々が実践するべき誠実な行動をまとめた「Honda行動規範」を制定しています。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社では「ステークホルダーとの対話」が、当社の取り組みに対するより正しい理解につながるとともに、社会環境の変化やリスクを把握できる有益な手段でもあると考えています。こうした認識のもと、当社の事業活動により影響を受ける、もしくはその行動が事業活動に影響を与える主要なステークホルダーと社内各部門がグローバルでさまざまな機会を通じて対話を実施しています。その一環として、当社のめざす姿や価値創造の取り組みをステークホルダーの皆様にご理解いただくために統合報告書「Honda Report」を、そしてサステナビリティに関する基本的な考え方、ＥＳＧ各領域の取り組みの方向性や目標、これを達成するための施策や実績･関連データといった情報を網羅的にまとめた「Honda ESG Report」を発行し、それぞれ当社ウェブサイトにて公開しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	さまざまなステークホルダーからの信頼と共感をよりいっそう高めるため、企業の透明性を重視し、積極的な情報提供に努めています。決算発表や財務報告書による企業情報の開示にあたっては、取締役 代表執行役社長および執行役 最高財務責任者による開示内容の正確性･的確性の確認を補佐するために、「ディスクロージャー委員会」を設置し、開示内容について審議しています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の取締役会は、内部統制システム整備の基本方針について、以下のとおり決議しています。

①執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令や社内規則の遵守等の当社役員および従業員が守るべき行動の規範を定め、周知徹底をはかる。
コンプライアンスに係る内部通報体制を整備する。
コンプライアンスに関する事項を統括する執行役を設置し、コンプライアンスに関する体制を整備する。

②執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
執行役の職務の執行に係る情報については、管理方針を定め、適切に保存および管理を行う。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営上の重要事項に関しては、会議体においてリスクを評価、検討した上で決定する体制を整備する。
リスク管理に関する事項を統括する執行役を設置するとともに、リスク管理に関する規程を定め、リスク管理体制を整備する。

④執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
地域・事業・機能別の各本部や主要な組織に、代表執行役からの権限委譲を受け、担当分野の業務を執行する責任者として、執行役その他業務執行責任者を配置するとともに、当該責任者に授権される権限の範囲と意思決定のプロセスを明確にして、迅速かつ適切な経営判断を行える体制を整備する。
また、効率的かつ効果的な経営を行うため、中期経営計画および年度毎の事業計画などを定め、その共有をはかるとともに、その進捗状況を監督する。

⑤当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社の役員および従業員の行動の規範ならびに内部統制システム整備の基本方針を子会社と共有するとともに、子会社を監督する体制を整備し、当社グループとしてのコーポレートガバナンスの充実に努める。
子会社における経営の重要事項などを当社に報告する体制を整備する。
当社の定めるリスク管理方針を子会社と共有するとともに、子会社からの重要リスクの報告に関する規程を定めるなど、当社グループとしてのリスク管理体制を整備する。
当社グループにおける法令違反などの問題を早期に発見し、対応するため、当社グループとしての内部通報体制を整備する。
当社グループとしての内部監査体制の充実をはかる。

(注)上記において、「当社グループ」とは、当社および当社子会社から成る企業集団を意味しています。

⑥監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の執行役からの独立性に関する事項ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
取締役会直属のスタッフ組織を設置し、監査委員会へのサポートを実施する。

⑦取締役、執行役および使用人が監査委員会に報告をするための体制ならびに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査委員会に対して、当社や子会社の役員および従業員が報告を実施するための体制を整備する。また、当該報告を行ったことを理由に不利な取り扱いを行わない。

⑧監査委員の職務執行について生ずる費用の処理に係る方針、その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査委員の職務執行に必要な費用は、法令に則って会社が負担する。
その他、監査委員会の監査が実効的に行われるために、必要な体制を整備する。

上記内部統制システム整備の基本方針に基づく、当社の体制整備および運用状況の概要は以下のとおりです。

①執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
「Honda行動規範」を制定して、法令遵守などに関する当社の方針と役員および従業員が実践するべき誠実な行動を明確にし、役員研修、入社時研修および階層　別の従業員研修の機会を通じて、周知徹底をはかっています。
また、当社は、法令遵守その他コンプライアンス(贈収賄防止、インサイダー取引禁止など)に関する規則などを定め、関連する研修を実施しています。
内部通報窓口として、企業倫理改善提案窓口を設置しています。窓口は、社内に加え、弁護士事務所による社外窓口も設けており、提案者保護などを含む運用規程を定めて運営しています。
取締役会決議に基づき、取締役 代表執行役副社長をコンプライアンス＆プライバシーオフィサーに任命しています。
コンプライアンス＆プライバシーオフィサーを委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行っています。
2026年3月期、コンプライアンス委員会を7回（定期委員会4回、臨時委員会3回）開催し、内部統制システムの整備・運用状況、企業倫理改善提案窓口の運用状況、コンプライアンス向上に係る施策などを審議しました。
各部門は、法令遵守について、コントロールセルフアセスメント(CSA)の手法を用いた検証を行い、その結果について、業務統括部による内部監査を実施しました。

②執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社における情報管理の方針は、「文書管理規程」により定められており、執行役の職務の執行に係る情報の管理方針も規定されています。
取締役会および経営会議の議事録は、上記規程に従い、開催毎に作成され、担当部門により永年保存されています。
また、指名委員会、監査委員会および報酬委員会の議事録についても、上記規程に従い、開催毎に作成され、担当部門により10年間保存されます。
なお、会社情報の不正な使用・開示・漏洩を防止し、機密情報および個人情報を適切に取り扱うための「グローバル・コンフィデンシャリティ・ポリシー」や「グローバル・プライバシー・ポリシー」などを整備し、社内研修などを通じて、従業員などへの周知徹底をはかっています。
これらの情報管理に関する責任者として、コンプライアンス＆プライバシーオフィサーを設置しています。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営上の重要事項は、取締役会、経営会議、事業執行会議、地域執行会議などで各審議基準に従って審議され、リスクを評価、検討した上で決定されています。
取締役会決議に基づき、リスクマネジメントオフィサーとして、執行役常務 四輪事業本部長兼統合地域本部長を任命しています。
リスクマネジメントオフィサーを委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメントに関する重要事項の審議を行っています。
2026年3月期において、リスクマネジメント委員会を7回開催し、当社グループの重要なリスクの特定、対応、対応状況の確認などを実施しました。

「Hondaグローバルリスクマネジメント規程」を制定し、ビジネスリスク、災害リスクなど、当社におけるリスク管理の基本方針、リスク情報の収集および発生時の対応体制などを規定しています。
各部門は上記規程に従い、定期的にリスクアセスメントなどを行っています。
重大なリスクについては、リスクマネジメントオフィサーにより、その対応状況が監視、監督されており、必要に応じてグローバル危機対策本部を設置します。

(注) 上記において、「当社グループ」とは、当社および当社子会社から成る企業集団を意味しています。

④執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
地域や現場での業務執行を強化し、迅速かつ適切な経営判断を行うため、地域・事業・機能別の各本部や主要な組織に、代表執行役からの権限委譲を受け、担当分野の業務を執行する責任者として、執行役その他業務執行責任者を配置しています。
経営の重要事項を決定する機関として、取締役会のほか、経営会議や事業執行会議などが設置されており、各審議基準により執行役その他業務執行責任者に授権される権限の範囲と意思決定のプロセスが明確になっています。また、指名委員会等設置会社を採用し、取締役会の監督機能を強化するとともに、意思決定のさらなる迅速化のため取締役会から経営会議への権限委譲の拡大をはかっています。
取締役会が経営ビジョンおよび全社中長期経営計画を決定し、各本部長をはじめとする業務執行責任者を通じて全社で共有しています。
取締役会は、全社中長期経営計画および年次の事業計画について、定期的にそれぞれ進捗の報告を受け、その執行状況を監督しています。

⑤当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社の内部統制の担当部門が、直接または地域統括会社を通じて「Honda行動規範」および内部統制システム整備の基本方針の子会社への周知をはかっています。
また、当社は、法令遵守その他コンプライアンス（贈収賄防止、インサイダー取引禁止など）に関するグローバルポリシーなどを定め、そのポリシーに基づいた各子会社の規程を定めるよう求めています。また、各社においては、それらの規程に関する研修を実施しています。
上記の取組みも含め、各子会社は、各国の法令や各社の業態に合わせた内部統制体制を整備、運用し、当社にその状況を定期的に報告しています。
子会社に対する監督の役割を担う責任者は、各子会社の事業に関連する領域を管轄する執行役その他業務執行責任者の中から選定しています。当該責任者は、担当する子会社から、事業計画や経営状況などに関して定期的に報告を受け、事業管理関連部門やその他の関連部門と連携して、担当する各子会社を監督しています。
当社は、子会社の経営の重要事項に関して、当社の審議基準に従った当社の事前承認または当社への報告を求めており、子会社は当社の要請を含めた自社の決裁ルールの整備を行っています。
子会社は、当社の「Hondaグローバルリスクマネジメント規程」に基づき、規模や業態に応じたリスク管理体制を整備しており、重大なリスクについては当社に報告しています。なお、当社のリスク管理の担当部門が、子会社のリスク管理体制の整備、運用状況を確認しています。
当社の企業倫理改善提案窓口が、当社および子会社からの内部通報を受け付けるとともに、地域統括会社やその他の主要な子会社は、自社の内部通報窓口を設置しています。
社長直轄の監査統括部が、当社各部門の内部監査を行うほか、主要な子会社に設置された内部監査部門を監視、指導するとともに、必要に応じて子会社に対する直接監査を実施しています。

⑥監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の執行役からの独立性に関する事項ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
取締役会および指名・監査・報酬の各委員会の職務を補助する専任の組織として取締役会室を設置しています。なお、監査委員会を専任で補助する使用人であることをより明確にするため、2025年4月1日付で監査委員会事務局を設置しています。
取締役会室に所属する従業員は、取締役会および各委員会の指揮命令下で職務を遂行しています。また、監査委員会事務局に所属する従業員は、その人事評価および人事異動等について監査委員会の同意を必要としており、執行役からの独立性および監査委員会からの指示の実効性を確保しています。

⑦取締役、執行役および使用人が監査委員会に報告をするための体制ならびに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査委員会への報告基準として「監査委員会報告基準」を定め、監査委員会に対して、当社の各担当部門が、当社や子会社などの事業の状況、コンプライアンスやリスク管理などの内部統制システムの整備および運用の状況などを定期的に報告するほか、会社に重大な影響を及ぼす事項がある場合には、これを報告しています。
監査委員会に報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由に不利な取り扱いは行っていません。

⑧監査委員会の職務執行について生ずる費用の処理に係る方針、その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査委員の職務執行に必要な費用を会社として負担するため、年度毎に、監査委員会からの提案に基づいて必要な予算を確保しています。
監査委員会は、内部監査部門である監査統括部と緊密に連携して、当社や子会社などの監査を実施するほか、常勤の監査委員2名を設置し、必要に応じ、経営会議その他の重要な会議に出席します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢を貫くことを基本方針とし、対応総括部署を定め、警察等の関連する外部機関と連携して対応しています。

Vその他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

———

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

＜適時開示に係る基本方針＞
当社は、以下の会社情報を公表すべき重要情報と位置づけ、株主、投資家などのステークホルダーに対し、迅速、正確かつ公平な開示に努めています。
〔重要情報〕
⑴　金融商品取引法ならびに各上場証券取引所が定める「有価証券上場規程」等により適時開示が求められる有価証券の投資判断に重要な影響を与える会社情報
⑵　その他投資判断に重要な影響を与える会社情報
＜会社情報の適時開示に係る社内体制＞
当社は、情報取扱責任者のもと、財務/経理/広報/法務部門が、適時開示に該当すると想定される会社情報を会社の決定機関ならびに当該情報に関する業務を主に担当する部門（主担当部門）または子会社より収集し、管理する体制を採っています。
公表すべき重要情報か否かの判断および開示方法の決定については、情報取扱責任者を中心に財務/経理/広報/法務部門が、取締役 代表執行役社長、執行役 最高財務責任者、主担当部門、主担当部門を管理･監督する担当の執行職と協議のうえ、上記基本方針に従って行っています。

適時開示に係る社内体制の概略図

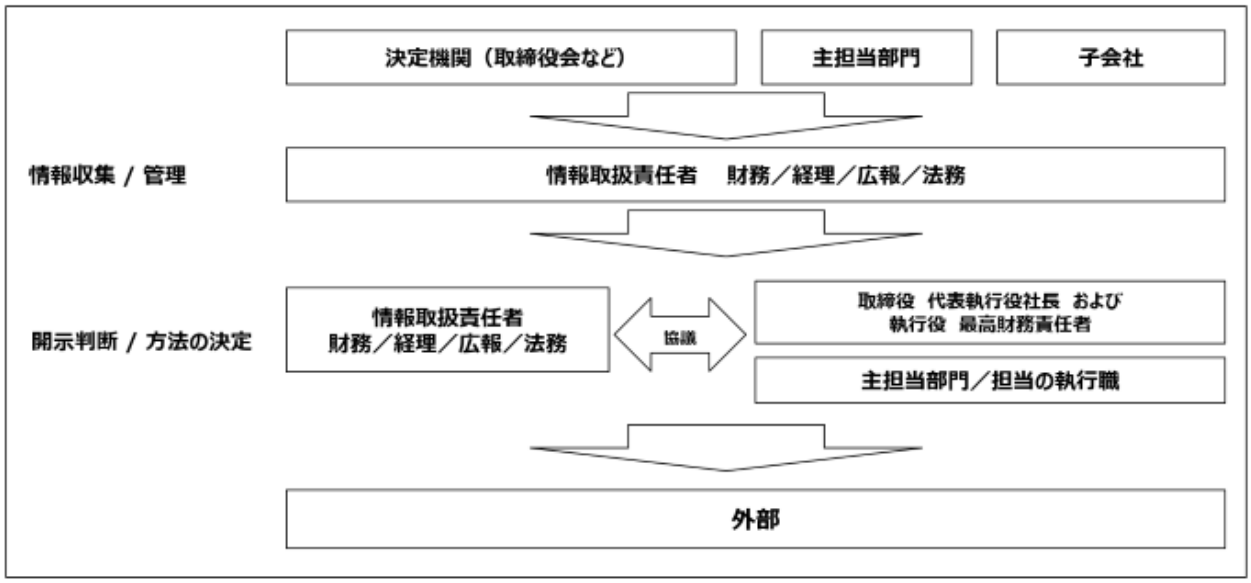

コーポレート･ガバナンス体制